

## 第165回統計委員会 議事録

1 日 時 令和3年6月30日（水）9:30～12:00

2 場 所 W e b 会議

3 出席者

### 【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、伊藤 敦子、岩下 真理、川崎 茂、  
神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

### 【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司、菅 幹雄、成田 礼子

### 【幹事等】

総務省統計局長、総務省政策統括官（統計基準担当）、厚生労働省政策統括官（統計・  
情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ  
長

### 【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務  
局統計部長

### 【事務局（総務省）】

谷川総務大臣政務官、長屋総務審議官、岩佐大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、重里次長

政策統括官（統計制度担当）：吉開政策統括官、山田統計企画管理官

4 議 事

- （1）「令和4年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（案）について
- （2）諮問第149号の答申「経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止について」
- （3）諮問第153号の答申「木材統計調査の変更について」
- （4）諮問第155号「毎月勤労統計調査の変更について」
- （5）部会の審議状況について

5 議事録

○萩野総務省統計委員会担当室長 では、皆様、よろしくお願いたします。ハウリング  
してしまうおそれがありますので、発言するとき以外はマイクをオフにしてください。マ  
イクのオンとオフの操作は、画面の下左のマイクマークのアイコンのクリックで行って  
ください。このマイクマークに斜線が入っていれば、マイクオフの状態です。よろしくお願

いたします。

○北村委員長 定刻となりましたので、ただ今から第165回統計委員会を開催いたします。

本日は岩下委員、白塚委員が遅れて御出席の予定です。本日は谷川とむ総務大臣政務官に御出席いただいております。

昨今の情勢に鑑み、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は、議事次第のとおり、統計リソース建議、答申、諮問、部会報告について説明があります。本日はこのような議事にしたいと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 皆様、御手元に資料を御準備いただいていると思われませんが、画面上でも資料を事務局にて投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者等におかれましては、御発言の際に必ず資料名、ページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。

○北村委員長 それでは、議事に入りたいと思います。

令和4年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議についてです。

資料1-1を御覧ください。前回統計委員会において私から素案を示し、後日、皆様から御意見を頂きました。お配りしている案は、御意見を踏まえて修正したもので、委員の皆様には既に事務局からお送りし御確認を頂いているものです。なお、素案からの修正点は資料1-2を御覧ください。

それでは、皆様から何か御発言がありましたらよろしくようお願いいたします。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 このたびの建議の修正案についてでよろしいのですよね。

○北村委員長 はい、そうです。

○清原委員 北村委員長におかれましては、建議（案）について私が提出いたしました意見を御反映いただきまして、ありがとうございます。

さて、このたび6月25日、調査開始から100年を迎えていた「令和2年国勢調査」のうち、「人口速報集計の結果」が公表されました。厳しいコロナ禍で実施できたこと、国民の皆様への御協力、そして調査を担当された全ての皆様に敬意を表し、感謝します。

と申しますのも、昨年来のコロナ禍で深刻に提起されているのは、公的統計の持続可能性だったと思います。コロナ禍で困難に直面する一方、国際比較のための取組についても統計委員会で大いに議論をいたしました。国際的な統計の質の水準の確保、他方で、地域での実査の困難への対応、そうした令和2年の実績を踏まえて、令和4年度に向けて建議ができることは本当に意義があると思っています。

公的統計における国民、大学・研究機関、そして産業界、公共機関、都道府県、市区町村、国の相互の連携・協力・協働、すなわち「民学産公官の協働」の必要性がますます高まっていると認識しています。

厳しい環境の中ですが、関係部局におかれましては、「令和4年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」が令和2年、そして令和3年度のこれまでの経験を踏まえた内容であることを力に、来年度に向けた適切な人材確保、財源確保に努めていただくこ

とを心からお願いしたいと思います。

以上、発言とさせていただきます。ありがとうございました。

○北村委員長 ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見ございますでしょうか。

それでは、建議（案）についてお諮りいたします。

神田委員、何か。どうぞ。

○神田委員 すみません、一言申し上げたいと思います。このたびはしっかりとまとめていただきまして、全面的にこの内容についても支持をさせていただきたいと思います。また、事務局の方のサポートにつきましても深く感謝申し上げます。特に統計データ人材の確保・育成につきましては、積極的に取り組んでいただきたいと思います。ほかの委員の方から出された意見も反映され、充実した内容になっていると思います。

現時点のところ、業務、資格ということで、組織内部のものという取決めだと理解をしておりますけれども、先ほど清原委員の御発言にもありましたように、各機関と連携して、修士ないしは博士号を取るような仕組みも盛り込んでいただき、キャリアという形で明確に、統計人材はどのようなキャリアが描けるのかということ組織としましても明確に示していただく必要があるのではないかと思います。

一朝一夕にできるものではございませんけれども、優秀な人材を育てていく、あるいは確保していく上では、やはりキャリアというものを明確に提示していくことも重要かと思っておりますので、その点について引き続きお力を尽くしていただければと考えております。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございました。

ほかに御意見、追加的なコメントはございますか。よろしいですか。

それでは、建議（案）についてお諮りいたします。

令和4年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議は、資料1-1の案のとおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○北村委員長 ありがとうございました。

それでは、建議（案）の通りといたします。

本日は谷川政務官が御出席されています。ただ今採択いたしました建議につきまして、谷川政務官から一言頂きたいと思っております。谷川政務官、よろしくお願ひいたします。

○谷川総務大臣政務官 皆様、おはようございます。総務大臣政務官の谷川とむです。北村委員長はじめ、委員の皆様には日頃から統計行政の重要課題について精力的に御審議いただき、感謝申し上げます。

さて、このたびは令和4年度における統計リソースの重点配分事項について建議をまとめていただきました。委員の皆様には、これまで多大なる御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

今回の建議では、今般の新型コロナウイルス感染症にも対応しつつ、今後も確実に統計調査を実施するため、調査体制の整え方、統計人材の確保・育成、デジタル技術の積極的

な活用などが求められております。

公的統計は、新型コロナウイルス感染症による影響をはじめとした実体経済の急激な変化を正確かつ継続的に捉えるものとして、その必要性が改めて認識されているところです。統計制度を所管する総務省といたしましては、今回の建議を踏まえ、必要な統計リソースの確保を図るべく、他府省と一体となって具体的な行動に移してまいります。

引き続き委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○北村委員長 ありがとうございました。

谷川政務官におかれましては、他の公務がございますので、御退席されます。

谷川政務官、本日、ありがとうございました。

○谷川総務大臣政務官 ありがとうございました。

(谷川総務大臣政務官退室)

○北村委員長 それでは、次の議事に移りたいと思います。

諮問第149号、経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止の答申（案）について、椿部会長から御説明をお願いいたします。

○椿委員 承知いたしました。それでは、産業統計部会とサービス統計・企業統計部会の合同部会における経済構造実態調査の変更及び工業統計調査の中止の答申（案）について御報告いたします。

経済構造実態調査の変更等につきましては、3月の諮問以降、合同部会を3回開催し、諮問事項の審議及び答申案の方向性の確認まで終わることができましたので、その後、参加委員と答申案の文案について調整を行い、書面審議による議決を経て、答申を取りまとめたところです。

本日は、配布されております資料2-1を用いて、今回の答申案について報告させていただきます。

まず、資料2-1を御覧いただければと思います。今回の答申案の構成です。

1ページ目、「1 答申の総括」で、経済構造実態調査の位置付け等を改めて整理させていただいております。

続いて、やはり1ページ目からですが、「2 調査の変更及び中止」で、今回の変更の概要や適否などをそれぞれ整理しております。

かなり飛びますけれども、12ページ目、ここの「3 基本計画及び前回答申における「今後の課題」への対応状況について」で、これらへの対応状況等を整理させていただいております。

さらに、15ページになりますけれども、「4 今後の課題」で、経済センサス-活動調査の見直し状況等を踏まえた今後の検討課題を指摘しております。

それから、最終ページになりますけれども、資料2-1の参考資料におきまして、部会で出された意見のうち、今回の諮問審議の範囲にとどまらない意見を頂戴しましたので、答申案には盛り込めませんでしたけれども、他の統計調査などにも係る意見などについて整理しております。

それでは、答申案の1ページ目に戻っていただきまして、「1 答申の総括」についてで

す。経済構造実態調査は、活動調査の中間年における経済構造統計の作成を目的として創設され、令和元年6月から実施している基幹統計調査ですが、今回の諮問は、中間年経済構造統計の有用性の向上や中間年SUTの精度向上に資するため、①経済構造実態調査(甲調査)の調査対象範囲を全産業に拡大し、企業等を対象とする産業横断調査とし、活動調査に合わせた調査項目を設定することにより、法人企業ベースで活動調査と同様の年次統計の作成・提供を可能とする。

それから、②工業統計調査を経済構造実態調査に包摂させ、製造業事業所調査とすることにより、製造業事業所についても活動調査と同様の年次統計の作成・提供を可能とする。

このようなことなどにより、活動調査との更なるシームレス化による中間年経済構造統計の充実を目指すものであり、経済統計の体系整備を進める上で、重要かつ画期的なものとして評価できる、と総括させていただきました。

続きまして、「2 調査の変更及び中止」の「(1)承認の適否」についてですけれども、経済構造実態調査の変更については承認して差し支えなく、工業統計調査の中止は適当といたしました。ただし、答申の中で指摘した事項については、計画の修正が必要であると整理したところです。

それでは、その理由について項目ごとに説明させていただきます。

まず、1ページの最後にございます「ア 経済構造実態調査の変更」について、「(ア)調査の目的の変更」、具体的には次のページですけれども、これは後ほど(イ)で御説明いたしますが、甲調査の調査対象の範囲を変更し、全産業化することに伴い、調査目的を変更するものですので、適当といたしました。

次に、答申案の2ページ目、「(イ)甲調査の変更」についてです。

まず、「a 調査対象の範囲の変更」について、甲調査では、日本標準産業分類に掲げる産業に属する企業のうち、個人経営の企業及び大分類AからDまでの産業に属する企業を除いた企業を調査対象としていました。今回、大分類AからDまでの産業に属する企業を追加し、全産業化するとともに、甲調査の名称を「産業横断調査」に変更する計画ですけれども、全産業化は前回答申の指摘を踏まえたものであり、名称変更につきましても、調査内容を的確に表現する変更であり、適当といたしました。

また、「b 報告者数の変更」については、全産業化に伴う変更であり、適当といたしました。

2ページの一番最後の行の「c 報告を求める事項の変更」については、3ページの下半分の表2に変更点を記載しています。これらは、令和3年経済センサス-活動調査の調査事項の変更に合わせて変更、経済センサス-活動調査の中間年における事業所母集団データベースの情報を更新する観点からの変更などであり、おおむね適当といたしました。

しかしながら、資料のページが少し飛びますけれども、5ページに行っていただきまして、9行目の「ただし」というところですが、「支払利息等」の削除については、令和3年経済センサス-活動調査に係る諮問第140号の答申において、次回の調査に向けて検討する旨の課題が付されており、経済構造実態調査が経済センサス-活動調査の中間年の経済構造統計を整備する役割を担っていることを踏まえ、再検討を行った結果、将来的な利活

用の可能性も考慮し、引き続き調査項目とするよう修正する必要があることを指摘いたしました。

そこに理由が付されておりますけれども、①経済構造実態調査は、国民経済計算の精度向上等に資するためだけでなく、付加価値等の構造を明らかにすることも目的としており、「支払利息等」は、個々の企業の付加価値の把握に必要不可欠であること。

②「支払利息等」は、令和3年経済センサス-活動調査の調査項目から削除されているため、同調査の結果から推計個票が作成できないことから、支払利息等を含む結果表については実測値が得られる上位8割層の企業のみを集計し、未回収等による欠測値についてはゼロ値補完を実施することで対応せざるを得ないものの、引き続き調査・集計を行い、そのデータの利活用可能性を検討するに値すること。

③個別の統計調査を複数実施するのではなく、米国のように、軸となる統計調査に様々な調査事項を付加して負担軽減を図るという視点も導入すべきであること。

以上が理由となっております。

なお、その際、報告者負担に配慮し、企業の総勘定元帳に設けられている勘定科目である「支払利息」として調査することを指摘したところです。

また、②として申し上げましたデータの利活用可能性の検討について、「4 今後の課題」として指摘させていただいたところです。

次に、8ページの「(ウ) 製造業事業所調査の新設」についてです。

これは、基本計画において経済構造実態調査が同時・一体的に実施する予定の工業統計調査等を包摂することに向けた検討を行うこととされていることを踏まえ、経済構造実態調査に製造業事業所調査を新設するものです。

まず、「a 調査対象の範囲の変更」については、母集団情報を工業統計調査準備調査名簿から事業所母集団データベースに変更することとしており、工業統計調査の従業者規模を用いた裾切り基準である4人以上の事業所について調査を継続した場合、調査対象が約18万8,000事業所から約27万6,000事業所に大幅に増加することが見込まれたため、基準年である活動調査結果の産業分類別の売上高を用いた裾切り基準に変更し、売上高総額の9割を達成する範囲に含まれる事業所を調査対象とするものでございます。

これについては、産業細分類別・品目別の結果精度の向上に資することに加えて、前回調査よりも少ない約12万2,000事業所を調査することで調査結果の大宗を把握することが可能となることから、調査の効率的な実施及び報告者負担の軽減の観点からも適当と整理いたしました。

次に、そのページの下「b 報告者の選定方法の変更」については、母集団情報を独自名簿である準備調査名簿から事業所母集団データベースに変更する計画となっておりますけれども、これも前回答申を踏まえた措置であり、精度の向上が期待できることから、適当といたしました。

次の9ページになりますが、「c 報告を求める事項の変更」につきましては、用語の修正及び設問順の変更を行うもので、工業統計調査の調査事項が維持されており、利活用上の支障は生じないと考えられることから、適当といたしました。ただし、調査票の一部に

修正が必要であることを指摘させていただいたところです。

10ページの「d 報告を求めるために用いる方法の変更」につきましては、工業統計調査では、調査員調査、郵送調査及びオンライン調査により行っていたところ、これを郵送調査、オンライン調査により実施するものです。

これにつきましても、産業横断調査と同様の調査方法に変更するものであり、報告者に対して十分な周知広報等を行うことに加えて、回収率等への影響がないように努めているということから、適当と整理させていただきました。

11ページの「e 集計事項及び公表の期日」についてですけれども、工業統計調査の集計事項を基本的には維持し、製造業事業所調査の集計結果は確報のみの公表としつつ、調査実施年翌年の7月末までに行う経済構造実態調査の二次公表に合わせて公表することで、約1か月程度早期化するというところでございます。

これにつきましては、利用者の利便性向上にも資するものであり、参考表も含め、引き続き従来の工業統計調査及び経済センサス-活動調査と同等の集計を提供しているということから、適当といたしました。

次に、「(エ) 調査の実施期間の変更」については、調査期間を「5月下旬～6月下旬」から、「5月中旬～6月下旬」に変更するものです。

これにつきましては、調査対象の全産業化に伴い、調査対象数が増加するほか、産業横断調査票及び製造業事業所調査票を一体的に配布することとなる中、配布する調査票の種類等に応じた段階的な発送を行う見込みであり、十分な調査期間を確保するために変更を行うものであることから、適当と判断させていただきました。

次に、11ページの下になりますけれども、「(オ) 乙調査の見直し」です。

乙調査については、旧特定サービス産業実態調査の調査対象であった特定のサービス産業に属する約4,000企業又は約4万8,000事業所を対象に、特定のサービス産業に関する特性事項を調査するものですが、前回答申において、今後の課題として、乙調査の位置付け及び調査事項について再検討することが求められていたことを踏まえ、調査実施者において検討を行っていただいたところです。

その結果、①甲調査という産業横断的な統計整備が進展している中、経済産業省における有用性は低下していること、②調査事項の細かさから記入者負担が大きく、未回答や修正の増加による精度確保の問題があることから、乙調査を廃止する計画となっています。

一方で、国民経済計算の推計に利用されている項目があることから、必要な情報を提供する方策として、令和3年経済センサス-活動調査における生産物分類を分割して、より詳細な売上高内訳を把握する対応をとっているところです。

これにつきましては、前回答申を踏まえた措置であり、産業横断的なデータ把握を主目的とする経済構造実態調査の中で、特定のサービス産業に関する特性事項の把握に特化した乙調査を廃止することは、適当とさせていただきました。

次に、12ページ、「イ 工業統計調査の中止」についてですけれども、工業統計調査が、先ほども申し上げた新設の製造業事業所調査として経済構造実態調査に包摂されることに伴うものであり、これは適当といたしました。

次に、前回答申、基本計画の「今後の課題」に対する対応状況の中で、「(1) 基本計画への対応状況」ということです。これは12ページにありますけれども、12ページから13ページに整理させていただいているとおり、対応済みである、又は今回の変更で対応されていることが確認できたということです。それから13ページの「(2) 前回答申における今後の課題への対応状況」について、13ページから15ページぐらいまでになりますけれども、これも対応済み、又は今回の変更で対応されていることが確認できたところです。

15ページ、「4 今後の課題」につきましては、5ページにおいて報告したのですけれども、これは今回の変更の非常に重要なことですが、「支払利息」について、その利活用状況や経済センサス - 活動調査における調査事項の検討状況を踏まえつつ、集計方法等の見直しを行うこととしております。

答申案についての報告は以上となります。

最初に申し上げましたとおり、合同部会においては、このほかに、今回の経済構造実態調査の変更の範疇にとどまらない御意見を頂きましたので、報告いたします。これは、最初に申し上げました資料2-1の参考資料になります。最終ページになると思えますけれども、これを御覧いただければと思います。

まず1つ目は、「次回の活動調査における支払利息等の再度の把握の検討」についてです。次回の経済センサス - 活動調査における支払利息等の把握については、令和3年経済センサス - 活動調査に係る答申の中で再度把握することについて検討する旨の課題が付されているところです。経済構造実態調査と経済センサス - 活動調査とのシームレスな接続の観点から、今回の部会審議において改めて、次回の経済センサス - 活動調査における支払利息などの再度の把握の検討について強い意見がございました。

これにつきましては、今回の議論や現在実施中の令和3年経済センサス - 活動調査の実施状況を踏まえた上で、経済統計の体系的整備の一環として、次期公的統計基本計画の審議の中で検討することが必要と考えます。

なお、経済構造実態調査の将来的な調査項目の検討に当たっては、経済センサス - 活動調査の中間年においても国民経済計算の概念と対応した付加価値額を把握することが望ましいとの観点から、減価償却費をはじめとする経済センサス - 活動調査の調査項目との整合性についても議論の必要があるのではないかと、という意見もあったところです。

第2のポイントは、「電子商取引の実態把握の必要性」についてです。電子商取引については、情報技術の発展を背景として、電子商取引の態様が急速に深化し続ける中、その定義や態様が目まぐるしく変化しており、また、企業会計において、売上高における電子商取引の金額を分離して把握していないものと考えられるため、企業を対象とする統計調査において、その実態を把握することは容易ではないと考えられています。

一方で、インターネットを利用して行われる電子商取引の特性から、電子商取引に関するビッグデータを統計作成に活用することにより、電子商取引の実態把握に資するとともに、報告者の負担軽減にもつながる可能性があると考えているところです。

このため、次期公的統計基本計画の検討に向け、諸外国の状況を含め、電子商取引の実態の把握方法について研究を進めることが重要であると考えます。



なお、次期公的統計基本計画の検討に当たっては、売上面のデジタルトランスフォーメーションだけでなく、テレワーク等の働き方のデジタルトランスフォーメーションについても把握する必要があるのではないか、という意見もありました。

今回の答申の取りまとめに当たりましては、両部会の委員・臨時委員の方々に大変積極的に協力していただき、重要な意見を頂戴できました。

また、今回の変更に関して、これは最初に申しあげましたように非常に画期的なことだと考えているのですけれども、この準備に当たった調査実施部局の方々にも大きな労力を頂いたことを心から感謝申し上げます。

私からの報告は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明について何か御質問等はございますか。よろしいですか。

神田委員、どうぞ。

○神田委員 ありがとうございます。大変画期的な内容となっており、関係者の皆様の御努力に感謝したいと思います。

今回の見直しに当たって、どのような見直しがあり、あと、ほかの関連する統計とどのような関係にあるかというのを、一度まとめて公表していただくと大変ありがたいと思っております。

とても前向きな見直しであるがゆえに、日々、統計を見ずに使って、統計の見直しの変化を必ずしもフォローしていない者が、ぱっとこの統計を取ったときに、どういう特徴があるのかというのが分かるように、今回の見直しの内容と、それによってどう変わるのかということを中心にレポートにして出して、より使いやすい統計環境を整備していただけないかと思えます。

特に今回の議論の中で私も分かりましたのは、個人経営の企業についてはそれぞれ産業によって違うので、その部分を含めないことによる統計の数字の見方というのは異なるということが分かりました。そういうことも含めて、新しい経済構造統計はどのような特徴があるのかということを利用者に伝えるような内容のレポートをまとめて公表していただくようなことが望ましいのではないかと考えます。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

では、調査実施者からお願いします。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 御指摘ありがとうございます。利用される方に間違いなく使っていただきたいと考えておりますので、見直しの内容、それから利用の際の注意喚起を徹底する意味でも、情報の発信をしっかりとしていきたいと思っております。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問・御意見ございますか。

中村委員、どうぞ。

○中村委員 私も、今回の変更は画期的な改善として大いに評価したいと思います。

1点だけ確認させていただきたいのですが、資料2-1の4ページなのですが、表の下に、AからDまでの企業については⑨までにとどめると書いてあるのですが、その上の黄色の変更案のところを見ますと、⑭から⑰までについては、有価証券報告書を出しているとか、又は売上高が1,000億円を超える、資本金が2億円を超える、そういう企業については、AからDまでであってもこの項目について答えることになるかと読めるような気がするのですが、その点、どうでしょうか。実際は調査票が別になるため、実質的な問題はないと思いますけれども、変更案のところの書き方が気になったところです。

○北村委員長 調査実施者から答えてください。

○八木総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 お答え申し上げます。記載している内容を補足させていただきますと、追加します大分類AからDまでの企業につきましては、いわゆる調査票でいうと裏面になるのですが、投入構造については把握をしないということで、①から⑨までと記載しておりますが、最後に書いてあります傘下事業所の調査項目につきましては、企業の分類がAからDまでについても、そこは関係なく条件に合えば調査項目として設定するというところでございます。

お答えになっておりますでしょうか。

○中村委員 それでしたら、そのようにはっきり書いておいた方がいいような気がしますけど。

分かりました。

○北村委員長 今の点、よろしいでしょうか。説明をきちんとすることで対応してもらおうということですか。それともこの文章自体を改正すべきですか。

それでは、引き取らせていただいて対応を考えます。よろしいですか。今の文章のところ、修正可能かどうか、修正した方がいいかどうかということも含めて考えます。

○中村委員 承知しました。

○北村委員長 他に御意見ございますか。

伊藤委員、よろしく申し上げます。

○伊藤委員 伊藤です。答申案全体に関しては、部会で調査項目に関して丁寧な議論を行っていただきまして、ありがとうございました。

以前も支払利息のところに関して、一度、意見させていただいたのですが、他の委員もおっしゃっていたとおり、個別の統計調査を複数実施するよりは、例えば企業の実態を把握するには何が軸となる統計調査であるか、ターゲットを決めていただくことで、報告側の負担軽減を図るという視点も、是非今後の検討の中で踏まえていただければと思います。

特に今年の9月にはデジタル庁も設置されると聞いていますが、今後はデータの利活用などについて更にいろいろな面で機運が高まってくると思います。なかなか難しいことですが、これを契機として、社会のデータの基盤となる公的統計において、統計全体を俯瞰した上で、省庁間、あるいは国と地方自治体の間などで、横断的にデータの連携・集約に関する取組を進めていただければと、企業サイドとしては考えております。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。ただ今の点、重要だと思いますので、今後も検討を続けていきたいと思えます。ありがとうございます。

他に御意見ございますか。

それでは、答申案についてお諮りいたします。

ただ今、中村委員から出た御意見に対して、答申案の文章を一部修正して答申したいと思えます。修正内容につきましては、私に御一任いただければと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

椿部会長、川崎部会長はじめ、同部会に所属された委員の皆様、部会での丁寧な御審議をどうもありがとうございました。

本日提示いただいた経済構造実態調査の変更等に係る部会審議の際に出された意見については、いずれも重要な意見と思えます。

「1 次回の活動調査における支払利息等の再度の把握の検討」については、今回の議論や現在実施中の令和3年経済センサス-活動調査の実施状況を踏まえた上で、経済統計の体系的整備の一環として、次期公的統計基本計画の審議の中で検討していただきたいと思えます。

「2 電子商取引の実態把握の必要性」については、経済構造実態調査の範疇にとどまらない大きな課題提起であり、次期公的統計基本計画の検討に向け、研究を進めることが重要であると考えております。

皆様もこのような方針でよろしいでしょうか。

(委員了承)

○北村委員長 ありがとうございます。

答申に加えて、川崎部会長、椿部会長から報告のあった意見への対応については、そのようにしたいと思えます。

それでは、次の議事に移りたいと思えます。

諮問第153号、木材統計調査の変更の答申(案)について、川崎部会長から御説明をお願いいたします。

○川崎委員 それでは、木材統計調査の変更の答申(案)につきまして、資料3-1、画面に表示されておりますが、これに沿って報告させていただきたいと思えます。

この審議の背景を若干申し上げますと、今回の変更につきましては、調査事務を民間委託するという内容にほぼ限定されておりましたので、5月に統計委員会に諮問された際に、調査実施者から既に委託の際の留意事項や前回答申の課題対応についてもかなり説明していただいたところです。

その際、北村委員長から、効率的に部会所属委員の意見を取りまとめてほしいという御発言がありました。そのようなことを踏まえ、私の判断として、統計委員会運営規則の規定に基づき、書面開催により行うこととしました。書面による審議は、今月上旬に行い、

その結果がこの答申案となったものです。

部会の議事結果については、資料3-2にあります。こちらは省略させていただきます。資料3-1の答申案を使って説明させていただきたいと思います。

まず全体として、最初に承認の適否ですが、全体的な結論としては、今回の変更については承認して差し支えないと判断いたしました。

その理由が(2)以降でございます。

まず「ア 調査系統・調査方法の変更」についてです。この調査については、これまで地方農政局等を経由して行われてきましたが、今回の変更により、民間事業者を活用することが計画されているということです。

これについては、主に2つの理由から、適当と整理いたしました。1つは、民間事業者の活用により、職員のリソースをより重点化することができるなどの効果が期待できるということ。それからもう1点は、民間事業者を活用するに当たり、このページの下表にありますが、必要な措置が予定されているということです。これらを御覧いただきますと、調査結果の精度の維持・向上、その他重要なポイントがきちんと押さえられていると判断いたしました。

なお、この調査のうち月次調査については、今回の変更により、調査員の活用も可能にすることが計画されています。これについては、年次調査である基礎調査と月次調査に係る業務を一体的に民間事業者へ委託するに当たり、業務の円滑かつ的確な遂行に資するものであるということで、適当であると判断いたしました。

続きまして、次の項目「イ 調査結果の公表の期日の変更」です。これについては、公表の期日は民間委託後においても基本的には維持することとされていますが、この調査のうち年次調査である基礎調査の概要、要するに速報についてのみ、1か月繰り下げ、具体的には4月末日から5月末日に変更することが計画されています。

これについては、民間委託に伴い、各種業務に必要な期間を確保しようとするものというところでありますが、そもそもこれまで調査票の提出期限から2か月後という比較的早期に公表していたものを1か月繰り下げるととどまっているということで、この程度であれば問題ないであろうということ、また、関係機関に対して特に支障は生じないことも確認されているということで、適当と整理しております。

続きまして、「ウ 調査票情報の保存責任者の変更」です。これは、今回の民間委託に伴い、保存責任者を農林水産省大臣官房統計部長に一元化するということです。これについても、適当と判断いたしました。

その次に、「2 前回答申における今後の課題への対応状況について」ですが、平成29年の前回答申の際、総合的な林業施策への利活用の増進や、統計利用者の利便性の向上等に資する観点から、木材に関する一貫した情報を提供できるよう、この調査のほかに、木材流通統計調査その他の木材関連調査等から得られる結果を含めた総合的な統計表の作成・提供について検討するよう指摘していたところでした。

これについては、今回の諮問した際の補足説明において、既に農林水産省が述べておられましたが、これまで「木材需給報告書」あるいは「森林・林業白書」により、総合的な

統計の作成・提供は既にされていること、また、今後は、木質バイオマスエネルギー利用動向調査や特用林産物生産統計調査の結果についても、「木材需給報告書」の中で対応すべく検討中であるということですので、平成29年の答申における「今後の課題」にきちんと沿った対応がなされていると判断いたしました。

ということで、以上、これらは全て適切であると判断いたしました。

私からの説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明について何か御質問等ございますか。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。大変重要な調査について、民間調査事業者の活用を踏まえた答申としておまとめいただいたことに賛成いたします。と申しますのも、本当に林業は今、大変難しい課題に直面していますが、併せて、国際的な環境問題の中でも、その意義が改めて注目されている状況です。

したがって、先ほどバイオマスエネルギーの調査との関係なども紹介していただきましたけれども、日本国において森林が多くを占める中で、林業の意義、そして災害対策の観点からも、調査の重要性は決して薄まっていないと思います。

したがって、農林水産省だけではなく、民間事業者が関心を持って調査に加わっていただくことによって、統計調査の力量の向上だけではなくて、他の意味でも、民間の林業への注目、あるいは地域への林業の位置付けの再確認など、付随的な効果も期待したいと思います。

つきましては、適切な民間調査事業者への移行がなされますように、これまでのノウハウを丁寧に継承していただくとともに、自由闊達な民間調査事業者の活躍に向けての設計を進めていただければと、答申に賛成いたしますとともに、今後の当初の移行期における配慮をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 ありがとうございます。今の御意見、全く共感を持って受け止めさせていただきました。答申自体に特段問題はないということですので、私もここで感想を一言述べさせていただきます。

この木材統計調査の変更は、木材の素材や木材製品を把握する統計調査の変更なのですね。ところが、木材について見ていきますと、もっと幅広い分野にも関連が出てきて、今まさに清原委員がおっしゃったように、林業、そして森林の社会・自然における役割などまで出てきます。そうなってくると、実は木材統計調査だけでカバーできない部分が当然ありまして、そういうことで、最後の方の前回答申における今後の課題についての議論につながってくるということかと思えます。

木材統計自体は正に木材に関する統計ということなのですが、より幅広く、林業、そして森林の自然環境、地球環境、また、地域社会など、それらへの影響が非常に大きいです

ので、この機会に木材統計だけに限らず、もう少し幅広く、林業全体、また、森林についてのデータの在り方をよく考えていただくということを農林水産省にもお願いしたいと思っております。また、農林水産省自身もそういうスタンスで既に取り組んでおられると委員会の中で表明されていますので、その点、私も期待を持って受け止めているところです。

清原委員からの貴重な御意見、ありがとうございました。

○清原委員 よろしく申し上げます。ありがとうございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ありますか。

今の点について、調査実施者から何か一言あれば。

○大西農林水産省大臣官房統計部生産流通消費統計課長 農林水産省の大西でございます。御審議と、様々な観点からの御示唆、ありがとうございます。

まず、しっかり調査ができる民間事業者を選びたいということで、最低価格落札方式ではなく、民間事業者の履行能力などもしっかり確認できるように、総合評価落札方式によって入札をやりたいと思っております。

その後、林業に必ずしも精通した落札業者ではないかもしれませんので、これまで私どもが実施してきた調査の中で蓄積してきました調査に関するノウハウなどをマニュアルやQ & Aで整理をし、また、実際に調査や取りまとめ作業をやっておりました地方農政局等へ事業者の方に実際に出向いていただいて、いろいろ一緒にやって、OJTによるノウハウの移転を行うことを考えておりますので、しっかり調査が実施できるように心がけたいと思っております。

また、川崎部会長の御発言にもございましたけれども、この調査のみならず、木材関係、森林関係の調査をまとめまして、「木材需給表」のような形で、しっかり農林水産省としてもまとまった形で情報発信できるように引き続き心がけていきたいと思っておりますので、御指導よろしくお願いたします。ありがとうございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに何か追加的に御質問とか御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、取りまとめたいと思います。

調査事務の民間委託化は最近の一般的な流れであります。調査実施者においては、民間事業者の適切な選定を始めとして、統計品質の維持・向上等が図られるよう、必要かつ十分な措置を講じていただきたいと思っております。また、統計情報の提供の充実についても、今示されている方向に沿って対応していただきたいと思っております。

それでは、答申案についてお諮りいたします。

木材統計調査の変更についての本委員会の答申は、資料3-1の案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村委員長 ありがとうございます。それでは、答申案のとおりといたします。

川崎部会長はじめ、産業統計部会に所属された委員の皆様、部会での御審議どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。

諮問第155号、毎月勤労統計調査の変更について、総務省政策統括官室から御説明をお願いいたします。

○中村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 資料4-1「諮問第155号の概要（毎月勤労統計調査の変更について）」について、御説明させていただきます。

1 ページを御覧いただければと思います。まず、厚生労働省の毎月勤労統計につきましては、当面すぐできることと、中長期的に課題に取り組む事項と、分けて取り組んでいくという説明を受けておりまして、今回の諮問の内容につきましては、今速やかに取り組むことができることについて、まずこの変更を行いたいという内容です。

今回の内容に関連する箇所について説明させていただきますと、第二種事業所の一番右、調査方法のところ、※印がありまして、災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合には郵送調査が可能となっておりまして、こちらにつきましては、昨年来の新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年7月以降にこのようなやり方を導入しています。

それから、一番下の特別調査ですけれども、これは毎年8月から9月に調査を実施しているものでして、ただ、昨年度は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となっていたが、今年度は2年に一度の標本替えの年のため、調査を実施します。それから標本抽出の方法について、集落抽出になっておりまして、抽出した調査区の中で、常用労働者を5人未満雇用する全ての事業所を抽出して調査しております。

この特別調査につきましても、一番右の調査方法の※印、調査員調査のみでは困難な場合には郵送調査又はオンライン調査が可能、という形で実施をするということです。

2 ページは、結果の主な利活用で、雇用保険の失業給付の基礎資料ですとか月例経済報告等、国民経済計算の雇用者報酬等の算定資料、それからその他、国際機関への報告ですとか民間企業のベースアップ等賃金改定の参考資料として、幅広く利用されており非常に重要な統計調査となっています。

3 ページ以降が今回の変更点でして、大きく3点ございます。

まず1点目ですけれども、調査系統、皆様よく御承知のとおり、毎月の統計調査は、対象事業所のうち、常用労働者500人以上の大規模事業所は全数調査という計画であったところ、東京都では3分の1の抽出調査を行っていたため、急遽、令和元年6月分の調査から、厚生労働省から直轄で郵送・オンライン調査を実施して、調査対象から除外されていた750事業所の調査を行っていたところですが、これについては、本来、東京都で調査を行うべきところ、今回、東京都との調整が整ったということで、令和4年1月分調査から、東京都が500人以上規模の事業所の全数調査を行うこととしています。これに合わせて、調査系統を変更しています。

4 ページは、変更事項の2点目です。特別調査の公表期日の繰下げということで、現在、特別調査は、8月から9月に調査を実施しまして、同じ年内に公表しているのですが、作業スケジュールとして、12月上旬に調査対象事業所名簿を取りまとめて、その名簿と調査票データの整合性の確認作業を行っています。先ほど少し御説明しましたとおり、特別調査はいわゆる集落抽出としておりまして、名簿の調査対象を確定させる作業が直前になら

ないとできないため、そこと実際のデータとの確認作業をして、不整合がある場合には再集計するなど、非常にタイトなスケジュールで行っています。毎月の統計調査は間違いがあってはいけない、正確な統計調査結果を出す必要があるため、利活用に支障がない範囲で1か月ほど繰り下げて、調査実施の翌年1月末に公表期日を変更することとしたい、という内容です。

5 ページは、変更事項の3点目です。調査票情報の保存期間等の変更で、現状は記入済み調査票、それから地方調査の電磁的記録媒体の保存期間は3年となっています。特に地方調査につきましては、電磁的記録媒体の保存期間は3年となっていますので、それ以上時間が経ってしまいますと、過去の検証などもなかなかできなくなってしまう問題があったため、今回、保存責任者は全て厚生労働省が責任者で、電磁的記録媒体、地方調査については永年保存する形に変更をしたいということでございます。

なお、記入済み調査票につきましては、厚生労働省の他の調査との横並びもありまして、実施した年の翌年1月1日からの1年間に変更されます。

6 ページ・7 ページは、今までの指摘、今後の課題等を列記してあります。

まず6 ページは、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の中の記載でして、上の方の2点ですね、これは主にローテーション・サンプリングへの全面移行、それに伴いまして母集団情報の変更でございまして、それにつきましては着々と進んでいるのかなと認識しております。

下の方につきましては、労働力調査等との関係について、情報提供を充実させてくださいという話で、こちらについても厚生労働省のホームページで情報提供されていると承知しております。

7 ページは、各諮問の答申時に出された課題で、こちらの課題につきましても、基本的にはこの記載内容に沿って御対応いただいております。例えば諮問第141号の答申の中の①、②につきましては、昨年度特別調査を中止しましたが、その代替の調査として、小規模事業所勤労統計調査を実施して、その結果を既に公表されているということ、それから、従前の特別調査との比較等についても行われていると認識しております。

③につきましては、これはいわゆる常用労働者5人以上30人未満の第二種事業所が対象の調査の部分でございまして、昨年7月以降、郵送方式を併用する方式が導入されて、ちょうど1年ほど経ちますので、③につきましては今後分析をされると聞いております。

その下の諮問第124号の答申につきまして、①については、調査計画上の事業所数を満たしていないところでしたけれども、令和4年1月にローテーション・サンプリングを完全に導入することで、対応されると伺っています。

一番下の諮問第97号の答申で、調査票情報の保存の関係につきましては、まさに今回の諮問の中で対応されると聞いております。

最後の8 ページは、想定される主な論点で、大きく4点です。1点目としまして、厚生労働省が直轄で行っていた郵送・オンライン調査部分の東京都への移管に当たり、業務の引継ぎ等をどのように行うのか。2点目としまして、特別調査の公表期日の繰下げの期間は適切か。繰下げによる利活用上の支障はないか。3点目としまして、地方調査における



「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体」の厚生労働省での保存はどのように行っていくのか。最後の4点目としまして、過去の答申における課題や基本計画での指摘事項への対応は進んでいるか、ということでございます。

私からの説明は以上になります。

○北村委員長 ありがとうございます。

関連して厚生労働省から御発言があるということですので、よろしくをお願いします。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官 厚生労働省でございます。今回の答申ではございませんが、毎月勤労統計調査に関する事案について、報告の機会を頂戴できればと思っております。

5月の末ですが、宮城県の職員が調査対象事業所へ聞き取り等を行わずに、一部の調査票データを不正に作成していた事案が発生いたしました。期間は令和2年5月から令和3年1月分の調査でございました。

厚生労働省といたしましては、この不正な調査票を除外して、直近まで再集計して公表するために、当面、令和3年3月分の確報と令和2年度の確報の公表を先般延期させていただきました。その間、修正・再集計等の作業を行いまして、訂正と併せて5月28日に公表させていただいたところです。

関係府省にも協力を頂きまして、今回の事案によって影響が生じる統計等については対応いただいているところでございます。

厚生労働省といたしましては、再発防止策として、全都道府県に対して本件の事案を周知して、各職員に改めて統計業務をしっかりとやっていただくこと、今回の事案に伴いまして、職員相互もしくは上長等による情報の把握・共有、それから進捗管理が十分でなかったことが感じられておりますので、その体制を再度構築していただくことで再発防止のお願いをしたところでございます。

統計委員会の皆様には御心配をおかけしたことを改めてお詫び申し上げます。

以上、本事案についての処理は完了しておりますことを、この機会を頂いて報告させていただきます。ありがとうございました。

○北村委員長 今の御説明について何か御質問・御意見ございますか。よろしいですか。

かなり深刻な問題というか、重く受け止めないといけないことなのですけれども、まだまだこういうことが出てくると本当に困ってしまうので、本当にしっかり対応願います。

それでは、公的統計の品質確保に向けた取組を進めている中で……。

○宮川委員 すみません、宮川ですけれども。

○北村委員長 どうぞ。

○宮川委員 今の件に関して、一言お願いしたいと思っているのですけれども、よろしいでしょうか。

○北村委員長 どうぞ。

○宮川委員 今の厚生労働省からの御報告にもありましたように、国民経済計算、QEを作成するところからしますと、こうしたミスといいますか、そういうのは、雇用者報酬の推計の時間が限られてくるために、非常に問題であろうと思っています。

そのことに関して、今回も、5番のところで議論になりました従業員500人以上でしたか、厚生労働省が直轄していた東京都の部分に移管するというので、もちろんこれは業務の引継ぎなどを考えられておられるようではありますけれども、このところはきっちりと審議していただいて、例えば厚生労働省が直轄で行っていた郵送・オンライン調査と東京都の調査の仕方が、企業にとってもきちんと継続性があるような形で認識できるようになっているのかとか、それから同時にローテーション・サンプルも変わるのかなと思っているのも、それは全数調査か、全数調査ですので多分皆様同じになるのかなとは思いますが、そうした調査の方法とかがきちんと企業側にとっても継続的に受け止められるように、そしてまた、回収率に大きな差がないような形になるのかということも、審議の過程できちんと議論していただきたいとお願いする次第です。

○北村委員長 ありがとうございます。

今のところ、実施者から何かありますか。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官 宮川委員、ありがとうございます。本件につきましては、私どもも、事務の調整、それから現場の方々に混乱が生じないことが一番重要なことかと考えております。その観点で、令和2年の7月ぐらいだったと記憶しておりますが、東京都と断続的に問題点の洗い出しを協議させていただいて、今御指摘のような点に漏れがないかを現段階においても洗い出しをしているところでございますので、宮川委員の御指摘も踏まえながら、今後も着実に進めさせていただきたいと考えております。

○宮川委員 了解しました。よろしくお願ひいたします。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見ございますか。よろしいですか。

では、本諮問は人口・社会統計部会に付託し、詳細については同部会で審議していただくことといたします。

それで、私からコメントしておきたいのですけれども、毎月勤労統計に関して残された課題について、厚生労働省からは速やかに取り組む課題と長期的に取り組む課題に分けて取り組むとの説明を受けています。今回の変更内容はこのうち速やかに取り組む課題に相当するものですが、いずれも適切に取り組んでいただくべき事項であると考えます。

津谷部会長はじめ、人口・社会統計部会所属の委員の皆様、審議のほどよろしくお願ひいたします。

それでは、50分まで、6分ぐらい休憩させてください。

( 休 憩 )

○北村委員長 それでは、議事を再開したいと思います。

部会の審議状況についてです。

まず、人口・社会統計部会での国民生活基礎調査の変更に関する審議状況について、津谷部会長から御報告をお願いいたします。

また、先般、国会議員の早稲田議員から政府に提出された質問主意書の中に、国民生活基礎調査の調査事項の追加についての内容が含まれていたとのことで、その件に関しても、

部会での情報提供の上、意見交換がなされたとのこと。これについては、事務局、厚生労働省からの説明含めて、御報告をお願いいたします。

まず、津谷部会長からお願いいたします。

○津谷委員 ありがとうございます。それでは資料5-1により、国民生活基礎調査の変更に関する部会での審議状況について御報告いたします。

本件については、先月の委員会で諮問された後、6月3日と6月24日に2回の部会審議を行いましたので、この表形式の資料5-1、そして添付資料を用いてまとめて説明をしたいと思います。

また、先ほど北村委員長からの御説明にもありましたように、審議の過程において、国会議員の方から質問主意書という形で本調査の調査事項に関する質問がありました。そこで、部会の中で質問の概要と調査実施者の対応について御説明いただき、意見交換を行いましたので、それについても併せて御報告したいと思います。

それではまず、審議事項である今回の変更についてですが、資料5-1の表を御覧ください。今回の変更の柱は、(1)、ワシントングループで提案された設問に準拠して、「日常生活における機能制限」の項目を加えること、そして、次のページですが、(3)調査方法の変更として、オンライン調査を導入することの2点になるかと思えます。これら2点を中心に御説明したいと思えます。

まず「日常生活における機能制限」についてですが、今回の審議では、ワシントングループに長年参加しておられた長野保健医療大学の北村弥生特任教授にも審議協力者として参加していただき、ワシントングループでの検討の経緯などの情報提供も頂きつつ、審議をいたしました。

審議の結果としては、資料冒頭にも記載しておりますとおり、障害者統計の充実や国際比較可能性の向上を図る取組であることから、設問を追加すること自体は、おおむね適当と整理をいたしました。

ただ、今回、ワシントングループの質問を加えることにより、既存の質問項目との間の重複感という新たな問題が出てまいりました。

別紙1を御覧いただければと思います。まず、この調査の健康票の問5ですが、これは既存のものです。そして問8ですが、これが今回の新規追加項目になります。つまり、質問8は新たに加えられる一連の設問ですが、質問5はこれまで継続して質問されてきた項目です。これらは両方とも日常生活における健康状態について尋ねる質問となっています。

もともと、質問5の方は、個別の動作ごとにどの程度支障があるかということの詳細に尋ねる質問ではありませんので、内容として完全に重複しているというわけではありませんが、やはり重複感は否めないということで、1回目の部会審議では多くの御意見を頂きました。

これを受けて、2回目の部会で厚生労働省から改めて説明をしていただき、審議を行いました。先ほど御説明したように、質問5は既存の調査事項ですが、これは「健康日本21(第二次)」における健康寿命の算出に用いられており、重要な政策上のニーズがあり、過去から継続して尋ねられている項目です。その時系列データの重要性を踏まえると、現状

の質問5を維持することは、やむを得ないであろうということになりました。

一方、今回追加する質問8ですが、これは新たな政策的必要性に対応するものであるとともに、ワシントングループの質問に準拠するという観点から、ここに示されている6つの項目はワンセットとなっておりますので、大きな変更は困難かつ適切ではないであろうという方向性が示されました。

ただ、質問8は後発の調査事項でもあり、その質問文については国際比較可能性を損なわない範囲で、柔軟な対応を行う余地があるということを確認いたしました。ということで、この質問文の表現ぶりについては、別紙1にも記載しておりますとおり、既に幾つかの修正案が出されておりますが、引き続き見直しの余地を検討してまいりたいと思います。

また、質問8は新たに設ける項目ですので、その有用性については、実際に調査を実施してみないと分からないというところもございます。ですので、調査の実施後、そのデータを用いて結果を分析するとともに、本調査における類似項目、特に質問5ですけれども、それとの間の把握範囲の重なりや相違について改めて分析・整理することが必要である旨を答申で指摘するという方向で考えております。

以上が、調査事項の最も大きな変更である「日常生活における機能制限」の追加についてです。

次に、資料5-1に戻っていただきたいと思います。資料の2ページ目の(2)に、それ以外の調査事項の変更について記載されておりますが、ここでは1点だけ申し上げたいと思います。当初案では、世帯票の乳幼児の保育状況について、削除するという案が示されましたが、少子化対策の政策評価の観点からも、これは極めて慎重に判断すべき事柄であるという御意見が多数出されました。これを踏まえまして、調査実施者による再検討の結果、これは削除せず、引き続き把握することとなりました。

次に、もう一つの審議の柱であるオンライン調査の導入について御説明いたします。資料5-1の2ページ目の(3)をご覧ください。これについては、前回答申における課題に対応するものであり、回収率の向上に寄与するとともに、調査の効率化にも資するものとして、適当と整理をいたしました。

ただ、いきなりオンライン調査の全国展開を行うことは難しく、いろいろな問題や予期しないことが起こるのではないかと懸念があることから、令和4年調査では一部地域における導入という申請になっております。

部会といたしましては、一部地域でのオンライン調査の実施後、その効果を検証するとともに、今後の全国導入に向けた課題を整理した上で改善を図るということについて、「今後の課題」として指摘する方向で考えております。

また、調査現場の声として、東京都から、オンライン調査が円滑に実施されるようにするため、システムの不具合などが発生しないように尽力してほしいということ、そして調査現場の負担軽減にも工夫をしてほしいという要望がございました。

今回申請された変更については以上となりますが、部会審議では、2ページの2の前回答申で示された「今後の課題」への対応状況についても確認いたしました。前回答申では、包括的に申し上げますと、(1)回収率向上に向けた更なる取組の推進など、そして(2)

調査方法等に関する情報提供の充実の2点が指摘されておりました。

回収率の向上については、今御説明しましたオンライン調査の導入や、諮問した際にも補足説明のあった新型コロナウイルスの対応など、できる範囲での対応がなされており、今後も継続されることを確認した次第です。また、情報提供の充実については、調査票の回収状況の提供が求められておりましたが、既に厚生労働省のホームページで対応がなされているということで、実施済みであることを確認いたしました。

これらを踏まえ、現時点における取組としては、適当と整理をしたところです。

以上が、審議事項である国民生活基礎調査の変更に関する審議についてです。

次に、国会議員の方からの質問主意書についても御報告いたしますが、その前提として、事務局と厚生労働省から、事実関係などについて御説明をお願いしたいと思います。

○北村委員長 どうぞよろしくお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 ありがとうございます。統計審査官室の内山でございます。まず事務局から少し前説明をさせていただきます。

去る6月10日になりますけれども、立憲民主党の早稲田議員から内閣に対して、未成年の健康診断の受診状況に関する質問主意書が届きました。国会といいますと、一般的には委員会や本会議が開かれて、その場で質疑が行われるイメージをお持ちかと思いますが、質問主意書と申しますのは、それとは別に、委員会・本会議の議題とは関係なく、内閣に対して書面で説明を求めるものです。そして今回の主意書の中では、国民生活基礎調査についても言及がありまして、同調査において未成年の健康診断受診率を調査すべきではないか、そのような質問も含まれておりました。

質問内容を踏まえまして、主として厚生労働省において対応され、既に答弁については6月22日になされているところですが、本調査について審議途上ということもありましたので、部会長とも御相談の上、部会において今回の事実関係について厚生労働省から説明をしていただいた次第でございます。

事務局からは以上でございます。

○北村委員長 続けて、厚生労働省、お願いします。

○細井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 厚生労働省世帯統計官の細井でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、別紙2に沿いまして、内容について御説明させていただきます。

今回、提出されました質問の内容ですが、今、内山審査官から御説明があったとおりです。これにつきまして、国民生活基礎調査の健康票に関する調査設計上の考え方を問うものでございます。その回答といたしましては、本調査は、世帯員の疾病、治療、健康管理等の状況を調査するものでございまして、飲酒・喫煙の状況を把握した上で、健康診断の受診状況を把握するという調査設計上の考え方を述べた上で、未成年者飲酒禁止法及び未成年者喫煙禁止法において20歳未満の者の飲酒及び喫煙が禁止されているということ踏まえまして、調査対象を20歳以上に限ることとしておりますが、未成年者の健診等の受診状況を調査することは今後検討してまいりたいと回答してございます。

令和4年調査におけます未成年者の健康診断受診率の把握は、従前のおり、20歳以上

を対象と考えておりますが、今後、政策上の必要性などを踏まえた上で、未成年者の健診等の受診状況について検討してまいりたいと存じます。

以上でございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

それでは、津谷部会長、追加で御報告をお願いします。

○津谷委員 ありがとうございます。ただ今の御説明にありましたように、今回の問題提起を受けて、調査実施者の厚生労働省において今後検討されるということですので、直ちに調査計画に変更が生じるものではありませんが、部会でも意見交換を行いました。

部会では、資料5-1の表の一番下に記載をしておりますとおり、ほかの統計での把握状況や統計の体系的整備の観点も踏まえ、慎重に検討することが望ましいといった御意見が、構成委員から多数出されましたので、今後答申を取りまとめる際には、その旨を「今後の課題」として記載することを考えております。

部会の審議状況については、以上のとおりです。

部会といたしましては、個々の事項について一通り審議を行ったというところです。今後、来月の統計委員会に向けて答申案の取りまとめを進めてまいりたいと考えておりますが、7月8日にも部会の日程を確保しておりますので、この後、委員の皆様方からの御質問、そしてそれへ応答を踏まえまして、部会所属委員、構成員の方々と意見を交換し、審議を重ねてまいりたいと考えております。

私からの御説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の津谷部会長の御報告、事務局、厚生労働省の説明について何か御質問等はございますか。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 ありがとうございます。津谷部会長はじめ、部会の先生方、大変丁寧な御検討をありがとうございました。全体を拝見していきまして、全くそうだなと思って受け止めました。それぞれの項目、私も納得したところです。

その上で、先ほどの質問主意書の関係なのですが、厚生労働省の御説明を伺いながら、私自身、腑に落ちないといえますか、とにかくいろいろな状況を考えると、今回は、このまま現状どおり対応するということは、大筋で差し支えないと思うのですが、説明力の観点から弱いのかなという気がしましたので、今後、引き続き厚生労働省で御検討いただければと思って申し上げたいと思います。

ただ、これは私の勘違いがあるかもしれませんが、もしありましたら、それも含めて御意見いただけたらと思うのですが、飲酒・喫煙の項目は20歳以上でないと該当しないので、それに関連して健康に関する項目を把握するという趣旨で、健康診断についても20歳以上で把握するという御説明だったと理解しました。しかし、調査票を見ていると、健康票の20歳以上のところは、私の見た限りですと、最初にあなたはお酒などを飲みますか、たばこを吸いますかというのがあって、その後、健康管理に関する質問項目がずっと入っている。そうすると、極端な言い方をすれば、順番を入れ替えて、18歳以上の人に全部健

健康管理のことを聞いて、この最後に20歳以上の人に飲酒・喫煙だけ、その習慣を聞いても全然問題ないことになってしまう。飲酒・喫煙を切り離していけば、18歳にしても大丈夫になる可能性は結構あるのだと思います。

こういうことは、自分らの主張する側だけの論理を見ていると、それでいいように見えてしまうのですが、逆にそれを批判する側からの見方を考慮して説明していかないと、十分な説明になっていないのではないかという気がいたしました。

ただ、最終的な結論として今後も検討していかれるということなので、私はそれでいいと思いますし、それから種々の時間的な制約なども考えますと、あまり大幅に調査票を変えることについて、いろいろナリスクもあるので、私はこのまま走っていただくことは今回は良いと思うのですが、そういう意味では、ここのところは真剣に受け止めていただく必要があるかなと感じました。

以上、意見ですので、この後、私の事実誤認があればまた御指摘いただければと思いますが、このようなことも含めて検討いただけたらという要望です。以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。厚生労働省、何か対応はありますか。

○細井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 御指摘ありがとうございます。今頂きました御意見を基に、今後、政策部局とも検討していきたいと考えております。また、未成年者の状況について、何歳から把握するかという点につきましても併せて検討を進めていきたいと考えております。また、その際、現在の設問項目の内容でいいかというところも併せて今後検討を進めてまいりたいと考えております。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問ありますでしょうか。

清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。私も別紙1で、健康票の間5（既存）及び間8（新設）について、津谷部会長はじめ、皆様が悩みながら丁寧に検討していただいております。そのお取組に敬意を表しますし、現時点のお取扱いに賛成いたします。また次なる部会で深めていただければと思います。

私も川崎委員と同様、質問主意書について少し所見を申し上げます。

民法の改正等があって、御案内のように、成人が20歳ではなくて18歳になり、各自治体で成人式、成人を祝福する集いも、18歳、19歳、20歳をある年は同時に祝わなければならないという状況の中にあります。

ただし、もちろん喫煙や飲酒については20歳からというところは変わっていないようですけれども、要するに、大人をどう捉えるかということについて、他の法律の改正（選挙権年齢の満18年以上への引き下げ）などもあって、今、18歳という年齢が注目されているということもあり、このような御質問が出たのではないかなと思ったりしています。

私も今後の検討が重要だと思っております。今直ちに「健診等の受診状況」の把握対象を18歳以上に引き下げるということを意見として申し上げるのではなくて、そのような背景があるということが1つ。もう一つは、未成年の健康診断については、例えば小学校、中学校、高等学校について健康診断していますし、大学、短大、専門学校等においてもし

ているわけですが、そうした情報について文部科学省は把握していらっしゃるかなど、ほかの既存の調査についても状況を把握していただき、そんなことも踏まえた上で、この調査で未成年者の健診等の受診状況を把握することについて検討されれば、より望ましいのではないかなと受け止めたところです。

以上です。ありがとうございました。

○北村委員長 ありがとうございます。厚生労働省から。

○細井厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計官 御意見ありがとうございます。関係する文部科学省とも調整をして、今後検討を進めていきたいと考えております。よろしくお願いたします。

○北村委員長 津谷部会長、よろしくお願いします。

○津谷委員 ありがとうございます。清原委員からも御指摘いただいたように、この質問5と質問8の重複感の軽減が重要であるということは、私はじめ、部会の構成員は十分に認識しているところです。

先ほど御説明しましたように、質問5は、様々な重要政策の基礎資料となる健康寿命の推計に使われているということですので、この質問は継続する必要があります。その一方で、質問8は国際比較可能性の向上、そして障害者統計を充実するというところに寄与するものですので、これについての質問を今回の調査に加えて、そのデータをきちんと分析し、検討・整理を進めていく必要があります。このことは答申において述べたいと思っております。

今回の答申案はこれから作成いたしますが、修正意見として記載するもののほか、内容によっては検討課題として整理する必要が生じる場合があると思います。これについては、いろいろな方法が考えられますので、あらかじめお含みおきいただければ幸いです。

国会議員からの質問主意書につきましては、先ほど厚生労働省からも御説明がございましたが、きちんと審議をして答申に反映させるという形で対応していきたいと思っております。

大変有用な御意見、本当にありがとうございました。

○清原委員 こちらこそありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、私からもコメントしたいと思います。

ただ今御報告ありましたが、特に「日常生活における機能制限」に関する調査事項の追加については、障害者統計の充実及び国際比較可能性の向上を図るため、重要な取組と認識しております。ただ、既存の調査項目との重複感については、部会でも意見が多かったとの報告でした。

政策上重要な利活用である既存項目については、変更がなかなか難しい中、新規の項目は統計充実の新たな必要性を踏まえたものですので、調整が難しいと思っておりますが、引き続き、部会審議の取りまとめを進めていただきたいと思います。

また、オンライン調査の導入に向けては、システム設計上、調査実務上、対応すべきことが多いと思っておりますが、調査の効率化や回収率の向上につながるものと思っております。現場の



声も十分聞きつつ進めていただきたいと思います。

また、質問主意書でありました「未成年者の健康診断の受診状況の把握」に関しては、部会での検討を踏まえ、答申にも課題として明記していただきたいと思います。

津谷部会長はじめ、人口・社会統計部会に所属の委員の皆様、引き続き審議のほどよろしく願います。

それでは次に、産業統計部会での農業経営統計調査の変更に関する審議状況について、川崎部会長から御報告をお願いいたします。

○川崎委員 川崎です。それでは、農業経営統計調査の変更について御報告させていただきます。

この調査につきましては、4月の統計委員会で諮問を頂きまして、既に2回ほど、5月19日と6月9日に部会の審議を行っております。前回は報告させていただきましたが、ロングフォーム、ショートフォームの配り分けの、特に年齢の区分とか、そのようなところが大きな話題になっております。

部会報告については画面に表示されております表の特に右の審議の状況のところ、その段を中心に御説明させていただきたいと思います。

ロングフォーム、ショートフォームの配り分け、これ自体については調査の重点化・効率化、また、負担軽減ということで、おおむね適当であるというふうな全体として判断しております。

ただし、農業の担い手を的確にロングフォームとして把握するというので、今の考え方について、主業・準主業だけでいいのかということ、改めて検討したということがあります。その結果、結論としましては、副業的経営体であっても、青色申告のところをロングフォームの対象に加えることが適当であろうということ、結論としては、そういう方向で今整理をしているところです。

この背景を少し申し上げますと、現在のロングフォーム、ショートフォームの考え方は、上の方の当初案となっておりまして、母集団情報は農林業センサスを使っているということで、農林業センサスの主業・準主業・副業経営体といった区分、これが農林業センサスでもよく使われている集計区分であるということ、これを基にロングフォームとショートフォームのサンプリングを行うということをしているというわけです。

農林業センサスでこのような分類基準をつくっているということである以上、ある意味、やむを得ない部分があって、この調査の中で変えることは難しいのですが、こういう区分の中でロングフォーム、ショートフォームの対象をどういう考え方で選んだかということ、農業の中心的な担い手がおられるということで主業・準主業を選んだというのが当初の御説明でした。

しかし、そうやって見ていくと、現在の基準の副業的経営体の中に、農業の主な担い手となる人や農業経営体がないのかといえ、どうやらデータを見てみると結構ありそうだということで、これについては後ほど別にもう少し説明させていただきますが、基準をどうするのがいいのかというのがなかなか難しいところで、ここで専門委員の農林中金総合研究所の小針主任研究員から青色申告という基準があるのではないかと御提案をいただき

ました。

副業的経営体、下の方のはみ出した部分ですが、副業的経営体の中でも、青色申告をしている世帯も対象として調査をすれば、経営規模が大きい副業的経営体はおそらくほぼ間違いなく青色申告をやっているのです、ここも重要な農業の担い手とみなして差し支えないのではないかとこの考え方で、この方向で今整理をしているということです。

こうなると、負担軽減をしていく、あるいは業務の効率化を図るといふこととは逆行するように一見見えるのですが、ここの部分は青色申告を元々行っている経営体ですので、その事項を今回の調査票の設計の中でそのまま調査票に転記していただければいいという形になっておりますので、負担もそれほど増えないだろうということで、ここを入れていくというのが一番合理的ではないかと判断したというわけです。

ということで、今回の主業・準主業・副業という区分は、年齢区分が65歳となっているところはやや心配なところがあるのですが、そこはこれまで使われている分類基準であるから、この調査の議論の中ではやむを得ないとして、このような形で主な担い手を把握しているということとしていきたいと考えています。

それが今回の1点目のポイントです。

それから併せまして、実はこの審議過程で、先ほど申した主業・準主業・副業の区分が、果たしてどれぐらい農業経営規模とかそのようなものとリンクした分類になっているのだろうかという疑問がありました。

と申しますのは、65歳未満の農業従事者がいるかないかとか、そういうことが1つのメルクマールになっているのが今の分類基準ですが、65歳で本当に大きく変わるのかというと、やや疑問なところがありましたので、そこでデータを少し調べてみました。次のスライドになります、これは農林業センサスの農産物販売金額別に見た主業・副業別農家の構成ということなのですが、縦に並んでいるのが農産物販売金額の階級ということでして、赤が副業的経営体です。

確かにここで見ますと、金額の少ないところに副業的経営体はかなり多く見えるということなのですが、実は500万円以上、1,000万円以上の階級において無視できない数字が見えるのですね。

そこで、これを拡大して、もう少しグラフで表したのが次のグラフになります。これは同じく農産物販売金額別に見たもので、1,000万円以上の農家を対象にしたものなのですが、赤の1,000万円以上の副業的経営体は実は準主業経営体よりも多いぐらいあるのですね。さすがにこれを見ると、どうも副業的経営体という言葉自体も違和感がありますし、それから、ここを一切切っロングフォーム調査票の調査対象から外すというのは少し乱暴ではないかと思えます。

実はここで、それでは、この赤の部分が一体今回の方法で捉えられるかというのは、さすがに1,000万円以上の農業販売額があると、青色申告せざるを得ないというぐらいの経営規模ですので、その意味では、青色申告を入れることが恐らくかなり合理的な判断になっているだろうということで、そのようなことから、今のような結論に至ったということです。

ということで、この点につきましては、今後ももう少し検討が必要であろうと思います。つまり、農業経営統計調査自体ではこのような対応でひとまずよろしいかと思うのですが、今後、農林業センサスの中で主業・準主業・副業という区分が、これまで特に、最初に清原委員から問題提起がありました65歳以上という線引きがいいのかという論点ですね。この点についてはかなり疑問が出てきたということです。これは農業経営統計調査の問題というよりも、農林業センサスの課題として今後引き続き検討していただく必要があるのではないかと。この辺りは今後、何らかの形で記録にとどめて、引き継いでいきたいと思っています。

ということで、この点は以上のような状況です。

次の論点は、標本設計の見直しということです。

これにつきましては、全体としておおむね適当と整理をさせていただきました。これは、サンプルサイズの修正が行われてはおりますが、いろいろ議論をしてみました。特段の異論はなかったということです。少し気がかりだという点は、農林業センサスを母集団として標本を選定して、これを5年間固定するということになるわけですが、途中で経営体の区分に変更が生じた場合に、一体これは継続して調査するだろうかしないだろうか。区分が変わった場合にどう扱うかという問題がありますので、このようなところについてもう少し確認して結論を出していこうということにしています。

続きまして、(4)公表時期の変更です。これは、調査結果の速報について、これまでも経常的に公表時期が遅れていたということがありまして、農林水産省において、改めて再整理した案ということが明かされました。結論としまして、元の計画のように調査の実態を戻していく、公表の実態を戻していくというのはかなり難しいということであり、逆に今回の整理によって、変更案から更なる遅れが発生しないように、現状の維持に尽力していくという意思表示をしたいということが変更の趣旨と受け止めまして、そういう説明がありましたので、そういうことであれば、今回の変更でしっかりと公表スケジュールを立てて、計画どおり実行するというのがよいだろうということで、結論として、公表時期を後ろに送ることについては、やむを得ないものということで整理をするという方向で考えております。

ここの論点から少し関連することではありますが、前回の委員会で国民経済計算の年次推計のデータ提供について、これが間に合うのかという議論があったわけですが、これまで1年前のデータを使わざるを得ないのが実態だったということですが、今回の変更を契機に、新たな取組として、最新の情報を柔軟に提供できるように、内閣府、農林水産省の間で調整を進めていただいているということです。その動きを期待して見守っていきたいと思います。

以上が、第2回部会の審議経過ということです。

最後に、今後の予定について申し上げますと、明日7月1日に第3回部会を開催する予定です。その際に、もし本日御意見いただきましたら、それを踏まえて、また、これまでの課題などを整理して、最終的に審議をしていく予定です。その結果につきましては、7月の統計委員会において報告をする予定です。

以上で説明を終わらせていただきます。

○北村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御報告について何か御質問等はございますか。

川崎委員から御指摘あった点について、調査実施者の方で何か考え方というか、例えば経営体の把握の仕方を工夫する必要があるのではないかとか、当初案と比較して修正案に対応するという点で問題ないかとか、何か御意見あれば。

○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長 農林水産省でございます。委員長、どうもありがとうございます。まず当初案は、報告者負担軽減、これに傾注するあまり、本来把握すべきところまで把握できない案になっていたということについて、この審議を通じて気づかせていただいたと思っております。担い手の状況を可能な範囲で広く把握した上で、一定程度の負担軽減も確保できるというところで、修正案に導いていただいたと思っております。

年齢は当然1年ごとに増えていくわけですし、そこもできるだけ柔軟に対応する。一方で、調査精度も確保しながらということの、両方をバランスよく取るにはどのように対応するかということ、引き続きアドバイスを頂きながら詰めていく必要があるかなという認識でいるところでございます。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問・御意見ございますか。よろしいですか。

それでは、私から若干コメントしたいと思います。

ただ今御報告ありましたが、今回最も大きな変更点である調査の重点化については、ロングフォームとショートフォームの配り分けの指標を65歳という年齢で一律に行うことに関して議論が出たということで、本調査の審議のため特に参加いただいた専門委員の方から具体的な提案を受けて、より合理的な結論になったものと理解しております。

今回の変更については一通り審議され、明日開催予定の部会では答申案の審議も行われるということですが、川崎部会長はじめ、産業統計部会に所属の委員の皆様、引き続き審議のほどよろしくお願いいたします。

それでは次に、サービス統計・企業統計部会での科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更に関する審議状況について、椿部会長から御報告をお願いいたします。

○椿委員 承知いたしました。報告させていただきます。

それでは、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更に関する審議状況について報告いたします。

資料5-3を御覧いただければと思います。科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更の部会審議は、これまで6月1日・22日に2回の審議を行って、今回の変更事項について一通りの審議を終えたところです。その上で、第2回部会では答申案の方向性まで確認いたしました。

資料5-3を見ていただきまして、1、2、3という順番で紹介してまいります。

まず、「1 経済産業省企業活動基本調査及び科学技術研究調査の同時・統一の実施につ

いて」ですが、基本計画では、事業所・企業等を対象とする各種統計調査については、経済構造実態調査との役割分担、重複是正を検討するほか、事業所母集団データベースの最新情報を使用することが求められているところです。

これらを踏まえ、経済構造実態調査と他の企業統計調査における重複是正の取組の第一歩として、今回、総務省及び経済産業省所管の基幹統計調査のうち、産業横断的な調査である経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査について、同一名簿・同一調査期日で調査を実施し、各調査の共通の調査事項の回答データを共有化することにより、企業の重複回答を是正する計画が提示されました。

特に報告負担が重く、結果への影響度も大きい上場企業等については、独立行政法人統計センターによる企業調査支援事業である政府統計オンラインサポートシステムを活用し、3調査を一体的に実施することにより、名称・所在地等の企業識別情報及び記入担当者情報を含む全ての共通記入事項の重複回答を是正するとしております。

これらについては、基本計画で示された方向性を踏まえたものであり、両調査の重複是正及び報告者負担の軽減に資することから、適当と整理したところです。

次に、2に移りまして、3調査の統一の実施以外の変更事項についてですが、まず、「2 経済産業省企業活動基本調査の変更等について」における「(1) 調査事項の変更」についてです。ここでは、主に調査対象企業の最近決算期間の組織再編行為の状況の選択肢を、現在の会社法の区分に合わせて変更することや、事業の外部委託の状況における「うち、関係会社」の項目を削除すること等について審議を行いました。

これらについては、実態の正確な把握や報告者負担軽減の観点から、おおむね適当と整理しました。

ただ、最近決算期間の組織再編行為の状況について、事業譲渡については、前回調査と同様、一部事業譲渡のみを把握する計画になっておりました。これに対して、委員から御意見がありまして、実態をより正確に把握する観点から、選択肢の表記中から「一部」の文言を削除し、全部事業譲渡を含めて網羅的に把握するよう表記を修正するとともに、当初削除を予定していた事業譲受についても、事業譲渡と同様、選択肢の表記中から「一部」の文言を削除し、把握を継続するよう、調査実施者に求めることといたしました。

次に、「(2) 前回答申における「今後の課題」への対応状況」についてですが、前回答申時に調査項目の1つである「有形固定資産の当期除却額」の項目名称を「有形固定資産の当期減少額」に変更することに関連して、検討課題が2点付けられておりましたので、これに対する対応状況を確認したところです。

まず1点目ですが、項目名称を変更することに伴う回答状況の変化を検証することについては、調査実施者が平成30年調査において検証した結果、回答状況に大きな変化はなかったとしております。

また、2点目として、減少額の定義や範囲について、他の統計調査との関係も含めて再整理することについては、固定資産の減少額について、経済産業省企業活動基本調査では総額を把握している一方、法人企業統計調査では土地その他の有形固定資産等の項目ごとに内訳をより詳細に把握していることから、調査実施者においては、法人企業統計調査と

経済産業省企業活動基本調査の双方に回答している報告者において記入範囲に紛れが生じないよう、調査票に具体的な注釈を付すなどして、正確な記入を確保することとされました。

これについて、部会では課題に適切に対応していると判断して、適当と整理したところ  
です。

続きまして、「3 科学技術研究調査の変更等について」、説明させていただきます。

科学技術研究調査における「(1) 調査対象の範囲及び報告を求める個人又は法人その他の団体の変更」についてです。

科学技術研究調査では、調査対象が企業や非営利団体、公的機関、大学など多岐にわたっているところですが、これらのうち、企業を対象とした調査票について、企業等の共同研究開発等を実施することを目的として、大学及び研究開発法人が出資した会社を新たに調査対象に追加することを計画しております。

これについては、大学及び研究開発法人が出資した会社への研究資金の流れを正確に把握するという行政ニーズがあることから、適当と整理させていただきました。

続きまして、「(2) 調査事項及び集計事項の変更」についてです。

(2) の調査事項の変更については、変更内容は多岐にわたっていますが、主なものとしては、研究関係従業者数の区分に労働者派遣法に基づく派遣労働者を追加する、あるいは研究者の専門別内訳の「数学・物理」について「数学」と「物理」に分割する、特定目的研究別の研究費の把握分野として、AI分野、バイオテクノロジー分野及び量子技術分野の3分野を設けること等が計画されているところです。

これらにつきましては、科学技術に関する施策の動向等を踏まえた変更で、国際比較可能性の向上に資するものであることから、おおむね適当と整理いたしました。

ただし、報告者負担が増加することにより、本業である研究開発に支障を引き起こすことがないように、今後の調査事項の見直しに当たっては、報告者負担の実態を適切に把握した上で、調査事項の削減の必要を含めて検討を行うことが必要との御意見がございましたので、これについては、答申案の中で「今後の課題」として盛り込んでいく考えでございます。

最後に、「(3) 前回答申における「今後の課題」への対応状況」についてですが、まず、科学技術研究調査における性格別研究費における開発研究の定義を変更したことによる報告者の回答状況や集計結果への影響を検証することについて、調査実施者による調査回答企業に対するアンケート結果や集計結果の分析結果を踏まえると、回答への影響はほぼなかったことを確認いたしました。

2点目として、フラスカチ・マニュアルへの対応状況については、今回の変更計画によって、これまで未対応であった事項について、おおむね対応は完了したものとされており、国際比較整合性が向上したと考えております。

最後に3点目として、消費税の取扱いの検討については、利活用を含めた調査結果への影響を考慮しまして、現行の消費税込みでの回答方式を維持することといたしました。

これらについて、課題に適切に対応していると部会では判断し、適当と整理いたしまし

た。

以上、2回の部会で、今回の変更事項について一通りの審議を終え、第2回の部会では、答申案の方向性も含めて確認を行い、資料5-3に記載した整理や意見を中心に答申案として取りまとめることで、部会です承いただいたところです。今後、書面審議を活用して答申案の取りまとめを進めて、その結果につきましては7月の統計委員会において報告する予定であります。

私からの説明は以上でございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御報告について何か御質問・御意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、私からコメントをしたいと思えます。

経済構造実態調査を含めた3調査を同時・統一的に実施するための変更については、基本計画の方向性を踏まえたものであり、部会において3調査の重複是正及び報告者負担の軽減の観点から、適当と判断されたことについて、私も賛同いたします。ようやくここまでできたか実感しております。それ以外の変更点についても、部会において丁寧に議論され、一定の方向性について整理いただいたと思えます。

椿部会長はじめ、サービス統計・企業統計部会に所属の委員の皆様におかれましては、引き続き答申案の取りまとめのほどよろしくお願いいたします。

それでは次に、統計作成プロセス部会での審議状況について、津谷部会長から御報告をお願いいたします。

○津谷委員 それでは、資料5-4により、統計作成プロセス部会の審議状況について御報告いたします。

去る6月10日に開催されました第2回統計作成プロセス部会では、まず、昨年7月の第153回統計委員会において、再発防止策の建議を受けた取組の一環として、PDCAサイクル確立に向けた点検・評価ガイドラインが策定されたことなどについて報告がなされたところですが、このガイドラインに基づく各府省における点検・評価の取組状況についての審議をいたしました。

そして、昨年11月の第157回統計委員会において、私から本部会のミッションとされている統計作成プロセスにおける、いわゆる第三者監査の導入に向け、本部会の下に椿委員を座長とする要求事項等検討タスクフォースを設置した上で議論を進めていくことを報告させていただきましたが、このタスクフォースの検討状況についても審議をいたしました。

これら2点でございます。まず、1点目の議題である点検・評価の取組状況につきましては、事務局から参考1として添付させていただいた資料により、点検・評価ガイドラインに基づき、各府省において点検・評価実施計画を策定し、昨年10月から計画的な取組を開始していること、また、点検・評価の取組を通じて、各府省において主体的に調査計画や業務マニュアルの見直しや改善が進められていること、そして統計作成プロセスの透明化に向け、調査計画や点検・評価の結果のe-Statへの一元的な掲載が進められていることなど、取組が順調に始動した旨の報告・説明がありました。

各委員からは、資料5-4の議事概要にありますとおり、前向きな取組を評価する意見とともに、公益性の高い公的統計においては、改善活動が水平展開あるいは標準化されて、統計全体の改善につながることを望ましいことから、府省間での情報共有が重要であること、e-Statへの調査計画等の一元的掲載については、将来的に情報の充実・整理を図り、ユーザーにとって有用な、使い勝手のよい仕組みを進化させることを期待したいなど、取組の更なる推進・充実を期待する意見がありました。

この点検・評価の取組は、統計作成プロセスの透明性の観点も含め、公的統計の信頼回復を図るための重要な取組であり、府省間の連携を図りつつ、取組の定着、そして更なる推進を図っていただくよう、各府省に要請するとともに、部会としても必要な支援などを行っていくとされたところです。

次に、2点目の議題であるいわゆる第三者監査の導入に向けた検討につきましては、先ほど申しあげました要求事項等検討タスクフォースにおいて、座長である椿委員の下、品質管理や統計実務の専門家にも御協力をいただきつつ、要求事項からまず先行して、月1回のペースで精力的に検討を進めていただいているところです。

先月5月26日の第6回タスクフォース会合をもって、この要求事項に関する統計作成プロセスごとの個別検討が一巡したということで、椿委員から参考2として添付させていただいた資料により、これまでの審議状況について御報告いただきました。

資料の内容から、ポイントのみ簡潔に御説明いたしますと、まず、第三者監査は現状を客観的にチェックした上で、よりよい改善の在り方を共に検討する前向きな取組であり、統計作成プロセス診断とも位置付けられるものであること、また、統計作成プロセスの改善は、統計作成者が自らの気付きにより主体的に取り組むことが第一義、つまり最も重要であり、統計作成プロセス診断を担っていただくこととなる統計監理官の活動は、これを客観的な立場から助言・支援・促進するものであるということ、そしてこれらを基本的な認識、考え方とした上で、まず統計ごとの作成プロセスの現状を客観的に確認する際のチェック項目となる要求事項の基本的なコンセプトとしては、シンプルで当たり前の品質を確保するという観点から、1、業務マニュアル等の基準が定められているか、2、その基準に基づいて実施されているか、3、実施した結果や成果物が記録または報告されているかといったプロセスの管理や、その仕組み自体に関する内容を必須の要求事項として設定し、手順等の具体的な内容・レベル感などは、推奨の要求事項として設定すること。

そして、今後のタスクフォースのスケジュールとして、要求事項の実効性・妥当性などを検証するとともに、本格実施に向けた効果的かつ効率的な診断の方針、方法・手順等の検討に資するため、本年10月以降に実施予定の統計作成プロセス診断の試行に向けた実施方針や、この施行に向けた要求事項の2巡目の検討を、今月から9月にかけて行うこと、また、本年10月以降は、診断の試行の実施状況も踏まえつつ、来年度の本格実施に向けて、方針及び要求事項の取りまとめを行うことを目指すことなどが報告されました。

各委員からは、こうしたタスクフォースのこれまでの審議の方向性等について、特段の異論は出ず、総じて前向きな評価が示されたところです。

また、今後の検討を進めていくに当たりタスクフォースから示された論点として、統計



作成プロセス診断の範囲や対象の範囲及びPDCAサイクルの確立に向けた取組の充実として、最初の議題で審議をいたしました点検・評価の取組との関係の整理の3つのポイントを中心に審議を行いました。

各委員からは、資料5-4の議事概要にありますとおり、取組の参考となると思われる上場企業に対する内部統制報告制度の導入には2、3年の準備期間が必要であったということ等を踏まえると、統計作成プロセス診断も当面は基幹統計調査から始めるのが現実的であり、診断の対象単位は、公表される統計を単位とするのが適当であるということ、また、基本的な認識、考え方の趣旨から見ても、点検・評価の取組と統計作成プロセス診断の取組はできるだけ一体化して、PDCAサイクルの確立による統計の品質確保の全体像が明確化されることを期待するという、さらに、各府省に主体的に取り組んでもらうことが何よりも大切であり、取組の背景にある危機意識の共有とともに、国民サービスの向上という共通目標に向けた取組を促進させるメッセージが重要であるということなどの意見が出されました。

その上で、それぞれの論点に対し、部会として、本格実施に当たっては、今後予定されている診断の試行の結果も踏まえ、まず基幹統計調査から順次取組を進め、その後、範囲を拡大するなど、メリハリを付けた現実的な対応としていくこと、そして、統計作成プロセス診断は個々の統計単位に実施することとし、診断事項によっては課室横断的な取組も対象とすること、そして、統計作成プロセス診断の取組は、本格実施に向け、点検・評価の取組と一体的に進めることとし、各府省の負担軽減や取組の実効性の確保を図っていくことという方向性を確認いたしました。

また、今後の審議予定につきましては、本年10月以降の実施を予定している統計作成プロセス診断の試行や試行結果を踏まえた診断の実施方針や要求事項の最終的な取りまとめに向け、引き続きタスクフォースにおける集中的かつ実務的な検討を踏まえつつ、部会での審議を進めていくこととしております。

私からの御報告は以上でございます。椿委員、何か補足すべきこと、付け加えることがございましたら、お願いいたします。

**○椿委員** 津谷部会長、どうもありがとうございました。タスクフォースの議論も含めて、非常に適切にまとめていただきましたし、先般の部会の中で、タスクフォースに示された上位方針といえますか、タスクフォースではなかなか検討できない、どうしても個別の要求項目という具体的なもので、よく御批判を受けている、木を見て森を見ずというような話になりがちだったのですけれども、部会の中で上位方針ということで示していただいたということで、タスクフォースを代表して、まず部会の審議に感謝申し上げたいと思います。

先ほど津谷部会長からもございましたように、今回、いわゆるこの診断というものに関しての試行事業を、10月以降、タスクフォースを中心として展開してまいりたいと思います。第1ラウンドの中では、先ほど申し上げましたように、私どもがこれまでの取組とかこれまでの学会規格とかを参考に、そしてさらに、非常に重要な側面として続いている、政府部内で行われている公的統計の作成に関する標準マニュアル事業ときちんと整合性を

取るようにやってきたところですが、あくまでこのタスクフォースの第1ラウンドということ自体が、P D C AでいえばP l a nに当たるものになりますので、まさに今年度後半に行われる試行的なD oと、それに基づくC h e c kによって、ある程度、来年度から1つの活動を立ち上げる、そういう形で何とかタスクフォースとしても考えていただいて、また部会の御指導の下に、あるいは統計委員会全体の戦略の中で、1つの活動が立ち上げられればと考えているところです。

いずれにせよ、統計委員会あるいは部会の非常に大きな、大局的な立場で、全体として、いわゆる第三者監査とか診断と言われている行為だけでなく、ほかの品質保証・品質管理に関する取組とも体系立てて、ある意味で各府省自体がいろいろな手間というようなもの、管理のための手間のようなものは最低限・最小限になっていくというような、うまい体系になっていけばと思っているところです。

是非各府省におかれましても、これから行われる、ある意味で診断の試行事業等に御協力賜ればと思っているところです。

私からは簡単ですが以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御報告について何か御質問・御意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、私から若干コメントしたいと思います。

第1点目の点検・評価の取組については、統計委員会における再発防止策建議を踏まえ、まずは順調に取組が始動したものとして評価したいと思います。この取組は、各省における自律的・主体的な見直し、改善やユーザーに対する情報提供の充実、そして透明性の確保を図る観点から、非常に重要な取組ですので、引き続き各府省一体となって、取組の定着とともに、更なる推進をお願いしたいと思います。まずは部会を中心に、統計委員会として必要な支援を行っていただければと思います。

第2点目ですけれども、統計作成プロセス診断の導入に向けては、タスクフォースにおける集中的な検討を含め、部会審議の方向性を支持したいと思います。統計委員会として、ミッションである統計作成プロセス診断の方針及び要求事項の最終的な取りまとめに向け、診断の試行的な取組の結果も踏まえつつ、更に実効性のあるP D C Aサイクルが確立されるよう、点検・評価などの既存の取組との連携や一体性の確保の観点からも、検討をお願いしたいと思います。

また、各府省におかれましては、統計の品質確保及び統計作成プロセスの水準の段階的な向上を図るための取組であることを改めて認識された上、審議への前向きかつ積極的な参画をお願いいたします。

津谷部会長やタスクフォースの椿座長はじめ、統計作成プロセス部会に所属の委員の皆様、引き続き御審議のほどよろしくをお願いいたします。

本日用意した議題は以上です。

それでは、次回の統計委員会の日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、7月30日金曜日午前に開催する予定

です。実開催の場合には、場所は若松町の7階の大会議室を予定しております。

事務局からの連絡は以上です。

○北村委員長 以上をもちまして、第165回統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。